

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

(取組期間 令和5年10月1日～12月31日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における8月末現在(速報値)の死亡者数は前年同期に比べ7人減少の3人、死傷者数については前年同期に比べ21人増加の503人となっています。

このように、本年の建設業における死亡労働災害は減少しているものの、例年追い込み期に当たる10月から12月に死傷労働災害は増加する傾向にあります。また、同時期の過去5年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

1 取組期間

令和5年10月1日から令和5年12月31日まで

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び北海道内の各労働基準監督署(支署)

3 協賛者(順不同)

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会

4 実施者

建設業関係各事業場(工事現場)

5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 当該運動を連携して進めるための情報の共有を図る。
- (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」により広報を行う。
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
- (4) 建設工事パトロールを実施する。
- (5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
- (6) 事業場(工事現場)の実施事項について指導援助する。
- (7) 全道17の労働基準監督署(支署)による、重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。
特に、「建設安全週間」に集中した取組を実施する。
- (8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。

6 実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項

- (1) 全般的事項
 - ア 経営トップによる安全パトロールの実施(建設安全週間期間中)
 - イ 現場責任者による巡視・点検の励行
 - ウ 全ての店社及び現場に、建設工事追い込み期労働災害防止運動の「懸垂幕(看板)」、「安全宣言」の掲示又は設置を行う。
 - エ 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。
- (2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)
 - ア 墜落・転落災害防止対策
 - (イ) リスクアセスメントの実施
 - (イ) 開口部の養生、危険箇所の表示
 - (ウ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
 - (エ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
 - (オ) 作業主任者の選任、職務の励行
 - (カ) 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置

(キ) 要求性能墜落制止用器具の使用

イ 重機等災害防止対策

(ア) 車両系建設機械

- a 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法)
- b 立入禁止区域の明確化
- c 誘導者の配置による転落・接触防止
- d 主たる用途以外の使用制限

(イ) 移動式クレーン

- a 作業計画の作成(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
- b 過負荷の制限
- c アウトリガーの最大張出
- d 適正な玉掛用具の使用
- e 安全装置の有効使用

ウ 崩壊・倒壊災害防止対策

(ア) 土砂崩壊

- a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
- b 作業開始前の地山の点検
- c 作業主任者の直接指揮
- d 作業手順に基づく安全作業
- e 現場責任者による巡視・点検の励行

(イ) 構築物・仮設物の倒壊

- a 作業計画の作成
- b 作業手順の確立
- c 避難場所の確保
- d 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

エ 交通労働災害防止対策

(ア) 路面状況にあった安全な速度での走行

(イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止

- a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
- b 交通誘導者の配置
- c バリケードの設置

(ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守

(エ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用

(オ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減

(カ) 過労運転の防止

(キ) 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

オ 急性中毒等予防対策

(ア) 一酸化炭素

- a 屋内での内燃機関及び練炭コンロ等の使用禁止
- b やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
 - ・随時測定、監視(作業開始前、作業中等)
 - ・リスクアセスメントの実施

(イ) 有機溶剤

- a 換気装置の使用
- b 送気マスク、防毒マスクの使用
- c 作業主任者の選任と職務の励行
- d SDS(安全データシート)を活用したリスクアセスメントの実施

(ウ) 酸欠・硫化水素

- a 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
- b 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気の実施
- c 作業主任者の選任、職務の励行
- d 安全衛生教育の実施
- e 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

カ 火災防止対策

(ア) 火気の取扱い管理の徹底

(イ) 可燃性の物等の近傍での火気の使用禁止